

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年8月21日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第27条に基づき、「(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業」に係る条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	・東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号 川崎プロパティー特定目的会社 取締役 森内 ナンシー 千代 ・東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号 ラサールインベストメントマネージメント株式会社 代表取締役 内山 裕敬
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業
	指定開発行為の種類	商業施設の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区池上新町三丁目1番6 (区域面積:約64,194.2㎡)
	指定開発行為の目的	商業施設及び物流倉庫施設の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積:商業施設 約31,550㎡、 物流倉庫施設 約128,930㎡ 建物最高高さ:約35m(5階建て) 駐車場台数:約820台、駐輪場台数:約170台
	指定開発行為の施行期間	平成18年8月~平成19年10月
	環境影響評価の手続経過	平成 18 年 1 月 30 日:条例環境影響評価準備書公告 平成 18 年 7 月 27 日:条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成 18 年 8 月 21 日 (月) ~ 平成 18 年 9 月 19 日 (火) (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所 及び本庁(環境局環境評価室)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm